

福井県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 福井県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、福井県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び福井県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくり推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、福井県医療費適正化計画の策定又は変更にあたっての意見提出、同計画の実施についての福井県への協力、福井県医療計画の策定又は変更にあたっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言及び援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての福井県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(構成)

第3条 協議会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 福井県を代表する者
- (2) 全国健康保険協会福井支部を代表する者
- (3) 各健康保険組合を代表する者
- (4) 健康保険組合連合会福井連合会を代表する者
- (5) 各国民健康保険市町を代表する者
- (6) 各国民健康保険組合を代表する者
- (7) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (8) 各共済組合を代表する者
- (9) 福井県後期高齢者医療広域連合を代表する者

2 協議会は、必要に応じて福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、

福井県栄養士会、福井県看護協会、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会には会長1名、副会長2名、監事2名を置くこととし、委員の中から互選する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長は会務を掌理し、協議会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

4 監事は、会長及び副会長を兼ねることができず、協議会の財産を監査し、定期的に監査報告を行う。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、福井県及び福井県国民健康保険団体連合会が処理する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、各保険者または各団体を代表する委員が複数名出席する場合は、1名のみ議決権を行使することができる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会には、第2条の具体的実施の検討を行うため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

3 前項の定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用の負担)

第9条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する保険者が応分に負担するものとする。

- 2 負担割合については、事務局で調整し、各保険者の了承を得る。
- 3 第1項に規定する負担とは別に、協議会の運営等に要する経費を、協議会の予算総額の9割を限度額として、福井県国民健康保険団体連合会に求めることができる。
- 4 前項の請求は、毎年4月末までに行い、年度内に福井県国民健康保険団体連合会に返還するものとする。
- 5 会長は、毎年3月末日までに翌年度の事業計画および歳入歳出予算書を連合会に提出する。
- 6 会長は、毎年5月末日までに前年度の事業報告および歳入歳出決算書を連合会に提出する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

この規程は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則

この規程は、平成29年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。